

「静岡市立こども園の配置適正化方針（令和5年3月改訂）」概要版

改訂の経緯

■平成28年9月「静岡市立こども園の配置適正化方針（H28年度～R4年度）」策定

「静岡市立こども園の配置適正化方針」とは、市立こども園の民営化や統廃合により、老朽化施設を解消し安心・安全で快適な教育・保育環境を整え、地域の教育・保育の需給の均衡を図るとともに、その過程で生まれる資源を活用し多様化する教育・保育ニーズに積極的に対応していくことを目的として、市立こども園の統廃合及び民営化等に関する本市の基本的な方向性を定めたもの。

■方針策定以降、第1次～第4次対象園の配置適正化の取組（統廃合・民営化・存置）を実施（～R4年度）

■就学前児童数の更なる減少、施設の老朽化の進行、多様化する教育・保育ニーズへの対応など、市立園を取り巻く現状を踏まえ、今後も引き続き計画的に配置適正化に取り組んでいく必要がある

⇒令和5年3月「静岡市立こども園の配置適正化方針（改訂版）（令和5年度～令和12年度）」策定（予定）

「静岡市立こども園の配置適正化方針（改訂版）のポイント

現行方針の基本的考え方は引き継ぎつつ、これまでの取組状況や市立園を取り巻く現状を踏まえ、以下を追記。

- ・市立こども園が今後取り組んでいく具体的内容
- ・令和25年度における配置適正化の姿
- ・対象施設の選定の優先度

現配置適正化方針に基づくこれまでの取組（～R4年度）

- 第1次対象園：令和2年3月 興津南こども園を廃園
4月 新富町こども園を建替え民営化
- 第2次対象園：令和3年4月 三保こども園・折戸こども園を統合・建替え民営化（まつぼっくりこども園に）
- 第3次対象園：令和3年3月 小黒こども園・八幡こども園の統合・民営化を公表（令和10年予定）

※ 第4次対象園については現在決定・公表に向けて調整中

市立こども園を取り巻く現状と課題

①就学前児童数と地域の保育施設の状況

- ・就学前児童数 H28:32,647人→R4:26,897人（△17.6%）
- ・女性就業率の増加等に伴い、保育施設の申込率（申込者数÷就学前児童数）は年々増加傾向
- ・市内の保育施設申込者数はこれまで増加傾向にあったが、就学前児童数の減少により、R1年度を境に横ばい
- ・市内の待機児童はH30年度から5年連続0達成（4月1日時点）
- ・保育施設の定員に対する充足率は地域間で格差が生じている。

⇒地域の実情に応じて幼児期の教育・保育の量の適正化を図っていく必要がある。

②市立こども園の老朽化の進行

- ・これまでの配置適正化の取組により、耐震性能がやや劣る（耐震性能II）の園についてはR7末を目途に解消予定
- ・築30年以上経過施設 H28：61.7% →R4：73.2%

⇒引き続き市内全体の老朽化施設の解消を進め、子どもたちにとって安心・安全で快適な教育・保育環境を整えていく必要がある。

③多様化する教育・保育ニーズへの対応

- ・障がい児、医療的ケア児など、配慮や支援を要する子どもの受け入れニーズ増
（市立園利用者における障がい児の割合 H28:7.3% →R4:9.4%、市立園における医療的ケア児受入れ数 R4：4人）

⇒多様な教育・保育ニーズに対し市立園として責任をもって対応していくため、市立園としての役割を明確化し、インクルーシブ教育・保育の充実や、保育の質の確保・向上のための職員配置の見直しなどに取り組んでいく必要がある。



（各年3月末時点）

築年数	全市	割合	区域内訳													
			静岡中央	静岡北	静岡東	静岡西	静岡南	静岡山間	清水有衣	清水羽衣	清水庵原	清水山間	由比蒲原			
10～19	10	18%			1		1	1		1	2		3	1		
20～29	5	9%		1			1			1			1			
30～39	14	25%				1	1	1	3				3	1		
40～49	20	36%				2	1	2	1	3	4	1	2	1	3	
50～	7	13%	1	1		1				1	2			1		
計	56	100%	1	2	1	4	4	4	5	6	5	3	6	7	3	5

（令和4年4月1日時点）

配置適正化の基本的考え方

（1）民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）

・民間の創意工夫やノウハウが十分蓄積されており、効果的なサービスの提供が期待できる幼児期の教育・保育分野で、民間活力を最大限活用

（2）アセットマネジメントによる資源の有効活用

・必要なサービス水準を確保しつつ施設数の縮減及び長寿命化を推進

（3）市立こども園の担うべき役割の確保（民間でできないものは行政で）

ア 民間だけでは対応が難しいニーズへの対応

- ①「インクルーシブ教育・保育」※の充実
 - ・研修、実地指導・相談
 - ・園のバリアフリー化
 - ・医療的ケア児の受入
 - ・保育教諭の配置基準の見直し
- ②困難を抱えた子どもの受け入れ
 - ・保育SWの配置
 - ・様々な事情を抱える子どもの早期受入
 - ・研修、実地指導による保育教諭の資質向上
 - ・子ども園～小学校の切れ目ない支援
- ③中山間地などにおける教育・保育の提供



インクルーシブ遊具のイメージ

イ 災害時の緊急保育や避難所としての役割

・災害時は緊急保育を実施

・乳幼児世帯対象の避難所

ウ 現場から施策へのフィードバック

・市立園の保育現場から得られる知見・情報をもとに、保護者のニーズや現場の課題の把握

・公民の保育施設間で情報共有や意見交換を積極的に実施

※ 国籍や障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが個々に必要な支援を受けながら同じ場で教育・保育を行うこと

令和25年度における配置適正化の姿

配置適正化の基本的考え方に基づき、アセットマネジメント基本方針の期間である令和25年度までに、以下のような姿となるよう取り組む。（中山間地域を除く。）

- 就学前児童数や利用者数の見込に応じた適切な手法により区域ごとの配置適正化を進め、市立と私立併せた市全体での保育の受皿が確保できている。
- 市立こども園は、統廃合・民営化した園の職員を他の市立こども園に配置し、インクルーシブ教育・保育が充実し、子どもへの手厚い支援が行われている。
- 民営化した園は、市立こども園における教育・保育の内容を引継ぎながら、民間独自の創意工夫による質の高い教育・保育サービスが提供できている。
- 市立こども園の建物が計画的な建替え・改修により長寿命化が果たされている。
- 幼児期の教育・保育の提供区域（市内14区域）ごとに、0歳～5歳児の定員を有する市立こども園を1～2園程度配置している。

配置適正化の取組の進め方

■対象施設：市内の市立こども園（中山間地域除く）

・老朽化の状況が著しい園を優先的に選定しつつ、利用率が著しく低いなど園の利用状況等も加味して優先度を決定

■対象期間：令和12年度（2030年度）まで

・取組の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて方針内容の見直しを行う。

■取組の手法

統廃合	対象区域の教育・保育需要に、周辺の既設園で対応できる場合は、施設の老朽化や経済的な観点から統合又は廃止
民営化	対象区域の教育・保育需要に、周辺の既設園だけで対応できる見込みがなく、民間による効果的・効率的な運営が可能な場合は、民営化
存置	民間だけでは対応が難しいニーズへの対応など市立園が担うべき役割を果たすため、市立園として存置

■対象園の決定・公表

・毎年度2～3園程度を目安に対象園を決定・公表。

■実施にあたっての在園児への配慮

- ・対象園の公表から民営化及び統廃合の実施まで一定の期間を設けることにより、3～5歳児クラスの在園児については、卒園まで市立こども園として教育・保育を提供。
- ・0～2歳児クラスの在園児については、特に園が廃止される場合の転園先について、保護者の意向を最大限尊重して対応。
- ・対象園の在園児やその保護者が不安を抱くことのないよう、スケジュールや詳細について保護者に丁寧に説明し、不安や疑問の解消に努める。